

一般事業主行動計画

糀谷社会保険労務士事務所

1 計画期間

第1期	平成20年10月1日から平成23年9月30日までの3年間
第2期	平成23年10月1日から平成26年9月30日までの3年間
第3期	平成27年8月1日から平成30年7月31日までの3年間
第4期	平成30年8月1日から平成33年7月31日までの3年間
第5期	令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間
第6期	令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間

2 計画内容

(目標1)

育児介護休業制度の周知を図り、休業中および復職後の処遇に関する情報を提供する
法改正の要点を速やかに周知する

■ 目標を達成する為の方策と実施期間
令和6年8月1日～ 提供情報内容の検討

令和6年8月1日～ 情報提供の実施

(目標2)

育児介護休業期間中、定期的に事務所に関する情報を提供する

■ 目標を達成する為の方策と実施期間
令和6年8月1日～ 提供情報内容の検討

令和6年8月1日～ 情報提供の実施